

# アプレントィスシップガイドライン

公益社団法人 国際農業者交流協会

The Japan Agricultural Exchange Council

## アプレンティスシップとは

公益社団法人国際農業者交流協会（以下 JAEC）が実施する農業研修生海外派遣事業は、青年が海外の農場で実践的に学び、大きく成長し、わが国農業の発展に貢献すること、そして、国際交流とひいては世界平和に与していくことを大きな目的としています。

この事業では、歴代多くの農家子弟が参加していましたが、時代の変遷とともに非農家出身の参加者が増え、海外農業研修に参加する前の農業の基礎知識、経験に差異が生じてきています。また農業教育機関における先進農家実習などのカリキュラムでは、2週間、または、多くて1か月程度のごく短期間しか実習をしない傾向となっています。農家後継者であっても、自宅から遠方の大学に通うなどにより、家業を手伝えない状況にある参加者も増えていきます。

海外農業研修では、異文化の中、外国語を使ったコミュニケーションを基にした生活を送ることになり、その中で農業の基礎知識、農作業経験の不足は作業トラブルや効率の低さにつながり、受入農家の負担となります。また、農業に対する考え方や取り組みの姿勢は、一朝一夕に学べるものではなく、地域性や農家ごとの方針を事前にある程度長期にわたって経験することは、我が国農業と諸外国のそれとを比較対象する上でなくてはならない要素です。

渡航前に日本の農業を実体験として学ぶ機会が重要かつ必要と考える所以です。

アプレンティスシップは海外農業研修に参加する青年たちの力の底上げを目的としていますが、それと同時に、海外農業研修に参加する際の参加費用を工面することも目的としています。

### 《アプレンティスシップ研修生の参加条件》

- ① 海外農業研修に参加を希望していること
- ② 3か月以上の実習が可能であること

※応募時の年齢が海外農業研修対象外の場合、後述する選考免除条件を満たしていても海外農業研修に参加できない場合があります。

### 《受入農家の参加条件》

- ① アプレンティスシップの趣旨を十分に理解していること
- ② 研修生への適切な指導ができること

## アプレンティスシップについて

アプレンティスシップは、青年が日本全国の農家（JAEC の OB 農家など）で実務研修（農業実習）を行い、農業経験と生活経験を積んだ上で海外農業研修参加を目指すプログラムです。



### ① 面談

JAEC ホームページよりエントリー頂きます。JAEC がエントリーを確認後、アプレンティスシップ参加に必要な書類（申込書、健康診断書）を送付いたしますので、それらを用意の上本会へご郵送ください。書類を基に JAEC 職員が面談を行い、引き受けが可能か確認いたします。

### ② 農場実習

受入農家は、JAEC が責任をもって探します。農業実習は、いわゆる OJT（On the Job Training -実務研修-）であり、受入農家の指示に従って様々な作業に取り組みます。農業実習中の住居、実習手当、保険等については、後述を参照してください。

### ③ 月間レポート

JAEC が研修状況の把握と参加者及び受入農家へのアドバイスを行うために、毎月一度、所定のレポートを作成提出して下さい。JAEC 職員はこのレポートに基づき、トラブルを未然に防いだり、研修のモチベーションを向上するためのサポートを行います。

月間レポートは、研修生、受入農家がそれぞれに JAEC に提出することとなり、プライバシーは保護され、双方が納得し良好な関係を保つための管理資料として利用されます。なお、研修生からの月間レポートは、海外農業研修準備の程度を測る指標の一つとして保管されます。

#### ④ 海外農業研修選考会免除

研修生が選考会(10月中旬)までの期間にアプレンティスシップを3か月以上実施していると、海外農業研修の選考が免除されます。この期間の研修評価が合否の判定材料となります。研修生が作成する月間レポートを実習期間の根拠としますので、必ず提出してください。

#### ⑤ 海外農業研修

アプレンティスシップは、海外農業研修参加に向けた準備のためのプログラムです。そのため、参加を希望される海外農業研修のコースごとに渡航に向けたプログラムに必ず参加する必要があります。実習期間中であっても、実習を一時中断頂く場合があります。

#### ◆負担金

研修生	参加申込金	20,000円	※研修開始時にお支払い
受入農家	事務手数料	5,000円/月	※実習開始日を1月の基準とします。

#### ◆待遇

##### ●実習手当

週額20,000円をお渡しください。ただし、週の実習日数が3日以下2日以上の場合は10,000円、1日の場合は3,000円とします。

##### ●住居および食事

受入農家が住居を手配し、3食を支給します。自炊となる場合は実習手当の他に週当たり7,500円の食費を受入農家が支払うこととして下さい。また、光熱費などは受入農家の負担となります。

#### 《住環境としての条件》

- ① 衛生的で鍵がかかる部屋であり、安全が確保されていること。
- ② 自炊の場合、受入農家は、コンロ、電子レンジなどの調理可能な機材、冷蔵庫、掃除機、洗濯機など、生活に必要な生活機器を備えること。
- ③ インターネットが使える環境(推奨)であること。

農場のWiFiを研修生が利用しても構わない場合、必要に応じて利用の方法や注意事項を研修生にご説明ください。データ通信制限、パスワードなど諸事情で研修生が利用できない場合は、無理に環境を整えて頂く必要はありません。

### ●農場までの往復交通費

アプレンティスシップの趣旨として、農家の暮らしになれること、海外農業研修を想定した準備期間であることから、自宅から通う形での研修は対象となりません。また最初に農場へ行く時、研修を終えて帰宅する時、諸般の事情により途中一時帰宅する際等の交通費は原則研修生の自己負担となります。

### ◆普通傷害保険

受け入れ農家は、研修生を被保険者とする普通傷害保険に加入頂きます。その手続きは本会が行い、費用は受入農家が負担します。なお、本会が手配する次の補償以上のものを受入農家が手配できる場合はその限りではありません。

取扱保険会社：AIG 損害保険株式会社

死亡・後遺障害	2,000 万円
入院治療	7,500 円/日
通院治療	5,000 円/日

### ◆作業時間

研修生の1日の作業時間は原則8時間とし、朝食、昼食、夕食以外にも適宜休憩を取るようして下さい。

特に、夏場は熱中症の危険性が高まることから、水分補給と帽子や長袖のシャツ等での遮熱等十分注意して下さい。

### ◆休み

研修生が週に1度の完全な休日を取れるようにして下さい。農繁期で難しい場合、2週間に2日の完全な休日を確保願います。また、農繁期と農閑期で休日を調整できることとします。

※完全に身体を休める休日が長期にわたって確保されないと、研修生のやる気が損なわれる可能性が出てくるばかりではなく、疲労の蓄積により重大な事故につながるミスや、研修生自身の精神疾患の原因となることがあります。適切なお指導をお願いいたします。

### ◆感染予防対策

新型コロナウイルス感染症をはじめ、種々な疾病予防のためにも、手洗い、うがいを励行し、また農作業を終えた後の着替えや農場で定められた防疫対策をしっかりと遵守して下さい。

## 受入農家の責務

アプレンティスシップ研修生の受け入れに際しては、以下の点を研修開始時に必ず研修生に説明して頂きますとともに、各作業を最初に行う際には再度注意喚起をしていただくようお願い致します。

### ① 危険についてのレクチャー

確認項目	チェック
・周辺の危険地域、災害等への対処、緊急時の連絡確認 ※地形的な特徴、土砂崩れ、水害、急流や離岸流、緊急避難場所確認など。	
・重大事故のリスク、危険な個所、危険な道具などの扱いに関する事前説明 ※トラクターや車の運転時の注意、耕運機・刃物などでの怪我、けん引やP T Oの危険性、電気柵、草払機、サイロやCO2施肥のハウスの酸素欠乏、糞尿処理タンクのガス中毒、大動物の扱いで最低限の留意点など。	
・農薬、毒物、燃料等の扱いや無断使用の禁止 ※研修責任者のいないところでの実習はしないでください。	
・地域や文化による独自の作業 ※雪かき、雪下ろし、堰やため池、凍結、ぬかるみなど	

### ② 農業の基礎

確認項目	チェック
・研修の作業予定と研修生に期待されること ※受入農場主として、研修生にどのようなことを指導し、また、どのような計画で指導をしたいと考えているかを表明します。	
・農作業道具の正しい使い方 ※収納場所と利用上の注意点、破損時に必ず農場責任者に知らせることの約束	
・トラクター・自動車の運転についてのルール ※運転作業がある場合は、研修生の意向と資格を確認し、公道を走る際は必ず運転免許証の携行とシートベルトの着用を指導してください。	
・地域と農場への貢献の協力依頼 ※農業は地域社会、自然との調和の中で営まれる地域性豊かな職業であり、時と場合により、地域活動への研修生の積極的参加、農場の一員としての一体感を持つことを指導してください。	

## 受入農家にご留意頂きたいこと

アプレントィスシップ研修生は海外農業研修へ参加することを前提に実習しており、海外農業研修事業の準備のため、以下についてご配慮頂きますようお願いいたします。

### 1. 海外農業研修のための行事への参加

研修生が海外農業研修へ参加することが決まった場合、選考会や渡航前講習など、どうしても農業実習を一時的に中断しなくてはならない期間があります。受入農家の皆様にはご迷惑をおかけしますが、予めご了解頂きますようお願いいたします。

### 2. 語学の学習

海外農業研修への参加に際し、農作業の経験のみならず、現地研修で不可欠なコミュニケーション手段としての語学力も重要な課題となってきます。そこで、研修生には、各自で語学学習をするよう指導しています。毎日の農作業が長時間にわたる場合、学習をする時間が不足しがちになります。語学力次第で、現地研修の成果も大きく異なることから、研修生の語学学習時間を配慮頂きたくお願いいたします。農業現場の状況は重々理解していますが、何卒ご理解ください。

### 3. 作業中のトラブル

研修生が農作業中に農家の器物、農作業道具、資材などを破損してしまった場合は、故意でない場合の弁償はご容赦ください。高価な機材の扱いや高度な技術を要する作業を研修生にさせる場合は、本人の技能と知識を確かめた上で行わせてください。

### 4. 車の運転・機械の操作

車の運転・重機や農業機械等を使用した作業を行う際には、研修生の有する免許、作業経験をご確認頂き、無理のないようご指導ください。

トラクターのPTOや機器の可動部、スクリューなどの危険部位については、それぞれに危険性を説明し作業を行わせるようにしてください。

### 5. 薬品の取り扱い

農薬、化成肥料や家畜用薬剤などを研修生が管理・使用する必要性が発生した場合は、対象物の取扱いについて、成分や効果、使用濃度、注入機材の操

作や分量などを十分に理解させ、また農薬散布に際しては防護服(長袖や手袋)、マスク等の使用を必ず義務付けてください。

## 6. 危険についての指導

電気柵、電気牧柵の扱いがある場合、あるいは、農家内で設置がある場合は、研修生に安全な扱いと感電への注意喚起をお願いします。

研修生が刈払機やチェーンソーなど、動力のある農業機械を使用する際には、その使用方法を十分に理解させた上で作業をさせてください。また、作業に際しては、防護服や防護メガネ等の使用を必ず義務付けてください。

高所での作業や梯子を利用した作業では、落下の危険性をしっかり理解させてください。

## F A Q

### 1. アプレンティスシップの途中で実習を終了できますか？

様々な事情によりアプレンティスを予定より早く終えてしまうことがあるかもしれません。その場合は、実習を終了することを受入農家に伝えて了解を得てください。さらに、本会へ連絡をし、研修生、受入農家、本会の同意の上で実習終了となります。

### 2. 農業実習の途中で受入農場を変更できますか？

始めに決められた期間の農業実習を同一の受入農家で継続してもらいますが、様々な事情により、受入農家に滞在できなくなったり、研修農家を変える場合があります。その際は、研修生が研修の継続を希望すれば、他の受入農家を選定し、アプレンティスシップが継続できるように手配します。

### 3. アプレンティスシップに参加中、海外農業研修に申し込む場合はどうすればいいですか？

各年度の海外農業研修生募集は、4月に開始されます。まずは通常の海外農業研修の申し込みと同様、プレエントリーをしてください。実習期間が3か月以上であり、条件を満たしていれば選考は免除となります。

### 4. アプレンティスシップでは、国の助成金を申請できますか？

海外農業研修に参加する時点から可能です。助成対象期間は海外農業研修期間のみとなるのでご注意ください。



## 公益社団法人 国際農業者交流協会の賛助会員入会のお願いについて

アグトレマイレージ制度をご利用されるにあたって、海外農業研修生の支援に関してご理解頂き、海外農業研修実施団体の公益社団法人 国際農業者交流協会の賛助会員となって頂いております。本会の活動趣旨をご理解頂き、ご支援頂けますよう、何卒お願い申し上げます。

### 1. 国際農業者交流協会の使命

本会は、国際的視野とたくましい実践力を有する農業青年の育成、農業者レベルの国際貢献及び国際交流を目的に、日本人農業研修生の海外派遣事業や海外からの研修生の日本における農業研修事業、そして、各種情報を提供する事業などを実施しています。

近年、グローバル化により、国際競争は激化し、農業分野においても国際的視野に立った農業経営、また国際的相互理解が不可欠となり、本会が実施している事業の重要性は益々高まっています。

一方、公益法人制度改革に見られるように、「補助金による事業運営から寄付や会員からの支援等自主努力による事業運営」へと世の中の流れは変化しています。

本会では、新たに導入された寄附金や賛助会費を活用し、多くの志ある方々と共に事業を実施していくことを目指しています、つきましては、ここに賛助会員への入会をご案内致しますので、何卒ご協力頂きたくお願い申し上げます。

### 2. 賛助会員の定義

次のとおり本会の定款で定められています。

第5条 本会の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、入会した団体又は個人

(2) 賛助会員 本会が実施する事業を支援するために入会した団体又は個人

(3) 名誉会員 総会の決議により特に推薦された者

### 3. 賛助会員になるということは

これからの農業・農村社会を担う人材育成と国際貢献及び国際交流を実施する本会事業をサポートする立場で事業達成にご支援をして頂きます。本会は機関誌やwebサイトを用いてご協力頂いた方々の紹介、資金の状況、事業の成果等を報告します。

なお、賛助会費は優遇税制（税額控除、所得控除等）の対象となります。

4. お申込み方法

別添入会申込書に必要事項をご記入頂き、返信用封筒にてご返送ください。

5. 会費について

賛助会員は一口 5,000 円です。

不明な点がございましたら、本会までお問い合わせください。

